

# 青森市未収債権回収等業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

青森市の有する未収債権のうち、債権回収業務の外部委託可能な債権を対象として、弁護士並びに弁護士法人又は弁護士・弁護士法人と連携した債権回収会社に債権回収業務を委託することにより、未収債権の回収強化を図り、市民負担の公平性の担保及び公正な行財政運営の向上を目的とする。

## 2 概要

### (1) 業務名

青森市未収債権回収等業務委託

### (2) 業務内容

別紙「青森市未収債権回収等業務委託仕様書」のとおり。

### (3) 委託債権の概要及び内訳

別表1「未収債権回収等業務委託対象債権一覧」のとおり。なお、別表1に無い債権について、委託債権の追加を行う際は、受託者の了承の上で追加できるものとする。

### (4) 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（令和7年度～令和11年度）

### (5) 業務に係る委託料（成功報酬率）の上限

回収実績金額の30%を上限とする。（消費税及び地方消費税別）

※受託者の協議の上で、委託債権を追加する場合の成功報酬率も同様とする。

### (6) 問い合わせ及び書類提出先

青森市税務部納税支援課税制企画チーム

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎2階

TEL：017-734-2316 FAX：017-734-2359

メールアドレス：nozei-shien@city.aomori.aomori.jp

※問い合わせ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日及び日曜祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする

### (7) 主なスケジュール

No.	内容	日程
1	公募開始（青森市ホームページ等）	令和6年12月26日（木）
2	質問書の提出期限	令和7年1月10日（金）午後5時まで
3	質問書に対する回答	令和7年1月17日（金）
4	参加申込書提出期限	令和7年1月20日（月）午後5時まで
5	企画提案書の提出期限	令和7年1月30日（木）午後5時まで
6	審査	令和7年2月上旬から中旬の間
7	結果通知	審査終了後
8	契約内容の協議	結果通知後から令和7年3月中旬まで

#### (8) 資料の配付

青森市公式ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.aomori.aomori.jp/jigyosya.html>

### 3 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 弁護士、弁護士法人又は弁護士若しくは弁護士法人と一体となって参加する事業者で、以下の規定の資格を持つ又は承認を得ている者。
  - ① 弁護士にあつては、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 8 条に規定する者、弁護士法人にあつては、同法第 30 条の 2 に規定する者であること。
  - ② 事業者にあつては、債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の規定に基づく法務大臣の許可を受けた債権回収会社で、納付勧奨業務について、同法第 12 条ただし書により法務大臣の兼業承認を得ている者であること。
- (2) 電子交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加申込書提出の日において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成 17 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (8) 別表 1 を全て取り扱える者であること。

### 4 公募型プロポーザルへの参加等に関する質問の受付

#### (1) 受付期限

令和 7 年 1 月 10 日（金）午後 5 時まで（必着）

#### (2) 提出方法

- ① 公募型プロポーザル質問書（様式第 1 号）を用いて、電子メールにより提出すること。
- ② 電子メールアドレスは、以下の通りとする。  
nozei-shien@city.aomori.aomori.jp（青森市税務部納税支援課税制企画チーム）
- ③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

#### (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 1 月 17 日（金）までに参加申込者全員に対して、全項目の回答を電子メールにて送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 5 公募型プロポーザルへの参加申込

### (1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号） 1部
  - ② 誓約書兼同意書（様式第3号） 1部
  - ③ 以下のうち、該当する書類 各1部
    - ア 登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（法人）
    - イ 身分証明書（個人）
    - ウ 前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面（法人及び個人）
    - エ 上記3の(1)を満たすことを証する許認可証等（法人及び個人）
    - オ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）その3の3（発行日から3か月以内のもの）
    - カ 個人にあつては、直近年度の国税（申告所得税と消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）その3の2（発行日から3か月以内のもの）
    - キ 法人・個人とも住所を有する市区町村が発行するすべての市町村民税に滞納がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）
- (2) 提出期限 令和7年1月20日（月）午後5時まで（必着）
  - (3) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）
  - (4) 提出先 2の(6)の「問い合わせ及び書類提出先」

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（正本1部、副本11部）
    - ア 別添「企画提案書及び記載要領」中、提案書様式を用い、A4判、横書き、左綴りで製本すること。企画提案書は1者1案とする。
    - イ 正本にのみ事業者名を記載して押印し、副本には企画提案書が推測されないよう、業者名やロゴマークは使用しないこと。
    - ウ 記載要領
      - 別添「企画提案書及び記載要領」中、記載要領のとおり。事業者は、連携する弁護士又は弁護士法人の内容を含めて作成すること。
      - エ 提案書様式に提案内容を記載したエクセルデータ（副本分）を電子メールにて2(6)のメールアドレスまで送信すること。
  - ② 個人情報の取扱いに関し、証明する書類（プライバシーマークなど）（正本1部）
- (2) 提出期限 令和7年1月30日（木）午後5時まで（必着）
  - (3) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）
  - (4) 提出先 2の(6)の「問い合わせ及び書類提出先」

※企画提案書が提出された後、本市より提案書の内容に関して電話等で照会する場合があります。

## 7 公募型プロポーザルの参加辞退について

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第4号）を提出しなければならない。
- (2) 提出期限 令和7年1月30日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）
- (4) 提出先 2の(6)の「問い合わせ及び書類提出先」
- (5) 参加辞退届の提出があった場合も、すでに提出された一切の書類は返却しない。

## 8 受託候補者の選定

### (1) 審査方法

青森市未収債権回収等業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、提出された企画提案書を審査・採点し合計点数が最も高い者を候補者とする。なお、プレゼンテーションは行わない。

### (2) 審査基準

別表2「選定基準」のとおり

### (3) 選定結果

- ① 選定結果については、選定審査終了後、自己の結果のみを参加者に書面で通知する。
- ② 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた参加要件を満たしていない場合
- ② 仕様と合致していない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出書類に不足があった場合
- ⑤ 実施要領等で示された、提出期限、提出方法、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑥ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 業務に係る委託料（成功報酬率）が市の提示する上限額を上回る場合
- ⑧ 選定基準のうち、「6 経費関係」を除く審査基準の項目すべてを「普通」とした点数の合計48点を最低基準点とし、「6 経費関係」を除いた得点がこれに満たないとき
- ⑨ その他、不正な行為があった場合

## 9 契約事項

受託候補者と企画提案書等について契約内容の協議（協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる）し、地方自治法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者として市から指定を受けた上で、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。

ただし、当該協議が不調のときは、「8の(1)」による順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。

## 10 その他留意事項

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出、委託契約の市との協議に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提案内容については、提示された成功報酬率以内で全て実施できることを確約したものとみなす。
- (5) 提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、その場合、8の(4)⑧の最低基準点以上となった場合に限り、候補者として選定する。
- (6) 本プロポーザルに関する問合せや協議等については、上記2の(6)に対してすることとし、各債権担当部署（所管課）に対して直接問合せ等を行わないこと。

別表 1

## 未収債権回収等業務委託対象債権一覧

【件・円】

債権名	債権の区分	概要	所管課	R 3実績		R 4実績		R 5実績		
				件数	債権額	件数	債権額	件数	債権額	
1	母子父子寡婦福祉資金償還金元金償還金及び違約金	私債権	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金及び違約金	子育て支援課	19	4,510,043	19	4,804,118	20	4,702,148
2	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金過払い返還金(※)	非強制徴収公債権	子育て世帯生活支援給付金のうち過払いとなったものの返還金	子育て支援課						
3	生活保護法第78条徴収金及び第63条返還金(※)	強制・非強制徴収公債権	生活保護法第78条徴収金及び第63条返還金	生活福祉一課						
4	市営住宅使用料(※)	非強制徴収公債権	市営住宅の使用料	住宅まちづくり課	1	81,040	1	81,040	0	0
5	医療費	私債権	病院利用者から徴収する診療費	市民病院事務局総務課	165	8,384,112	120	7,332,960	134	8,323,375
6	医療費	私債権	病院利用者から徴収する診療費	浪岡病院事務局	5	174,804	5	174,804	5	174,804
7	奨学資金貸付金元金収入	私債権	経済的理由で修学が困難な学生への貸与金	教育委員会事務局学務課	8	2,279,600	8	1,791,600	6	1,507,200
合計					198	15,429,599	153	14,184,522	165	14,707,527

※No. 2～4について、令和7年度の委託債権として

- ・No. 2 : 1件、 100,000円
- ・No. 3 : 30件、 11,000,000円程度
- ・No. 4 : 10件、 13,000,000円程度 を予定している。

別表 2

## 選定基準

No.	項目	内容	配点	最低基準点
1	受託実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱債権実績のうち本市の委託予定債権に該当する債権はあるか。</li> <li>令和5年4月1日～令和6年3月31日に受託した債権の回収実績（金額及び件数）はどのくらいか。</li> </ul>	30	18
2	業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体債権の回収の意味を理解しているか。</li> <li>本市の求めに柔軟に対応でき、業務に対して意欲や熱意があるか。</li> </ul>	10	6
3	業務の実施内容・手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を行う手順・方法が実効性のある内容になっているか。</li> <li>住民票取得やその他の効果的な居所不明者の調査方法を有しているか。</li> <li>収納トラブルへの対応は適切か。</li> <li>債権回収や債権整理の対応において、そのほか創意工夫があるか。</li> </ul>	25	15
4	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護の徹底が図られるような体制となっているか。</li> </ul>	5	3
5	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制において、業務を遂行できる人員が確保され、必要な知識、資格等を有した責任者の下、管理体制が整っているか。</li> </ul>	10	6
6	経費関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託料（成功報酬率）の上限は30%とする。</li> </ul>	20	—
合計			100	48